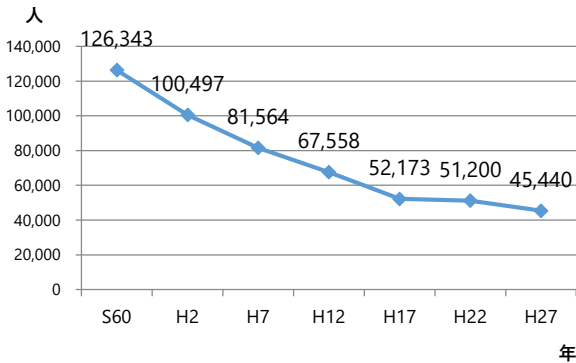


# (5) 新規林業就業者の確保

## 1. 取組の必要性（背景）

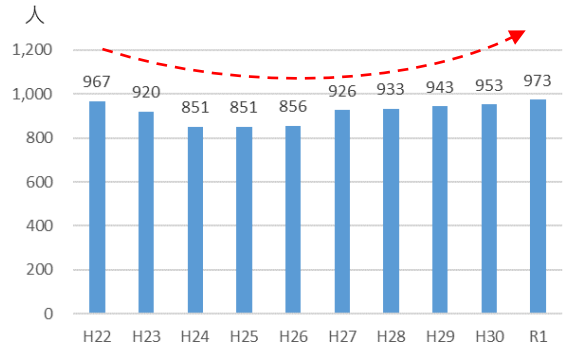
- 令和6年度に原木生産量71万m<sup>3</sup>を達成するためには、高性能林業機械を着実に導入できることを前提に試算しても、原木生産に携わる林業就業者666人と伐採跡地の確実な再造林や森林整備に必要な林業就業者406人、計1,072人の林業就業者が必要となります。
- 一方、平成30年度末時点の林業就業者は953人で、今後5年間に119人、単純計算しても年平均で24人のペースで増加していく必要があります。
- これは、毎年10人ずつ増える近年の傾向を遙かに上回るペースであり、その実現のためには、年間約70人となっている現在の新規就業者を増加させるとともに、就業後の離職者を減少させる必要があります。

■ 全国の林業就業者数の推移



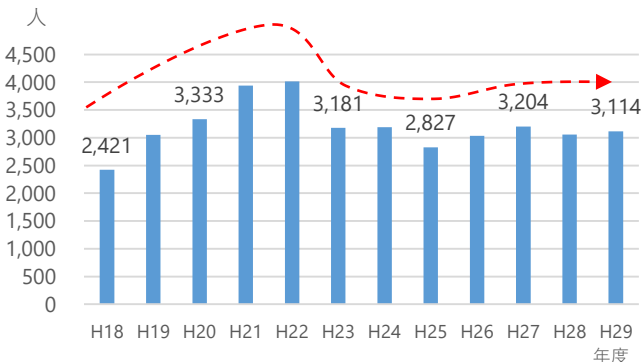
出典：総務省「国勢調査」

■ 島根県の林業就業者数の推移



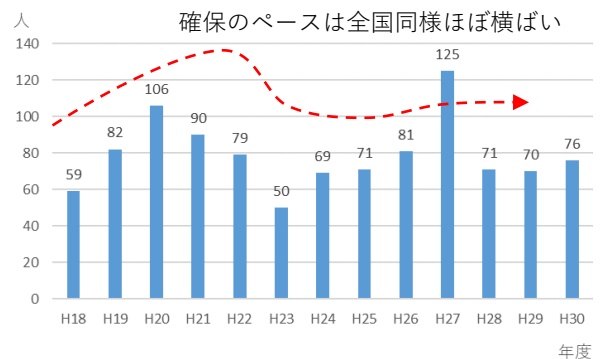
出典：県林業課

■ 全国の新規就業者数の推移



出典：林野庁

■ 島根県の新規就業者数の推移



出典：県林業課

## 2. これまでの進め方の課題

- これまでの対策により、従来の目標である年平均70人の新規就業者は確保されてきましたが、全産業的な人材不足が顕在化する中、林業界においても他産業との競争により、年々、人材確保の困難さの度合いが増しています。
- 林業界は他産業に比べ労働条件や就労環境の改善が遅れていたことから、平成30年度に県が新たに「島根林業魅力向上プログラム制度」を創設し、林業就業者の8割以上を占める林業事業体が、魅力向上の取組を開始したところです。

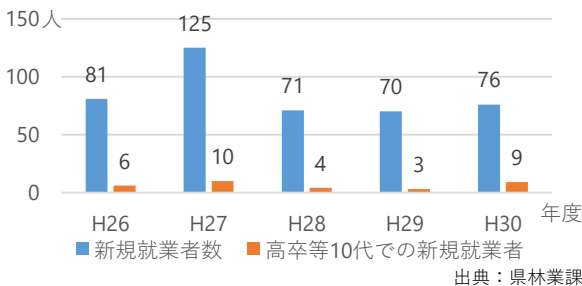
**【島根林業魅力向上プログラムとは】**

林業事業体が自ら、①労働条件・就業環境の改善、②新規就業者確保の促進、③事業拡大や収益性の向上などに積極的に取り組み、このような意欲のある事業体を登録するとともに、県として集中的に支援するもの

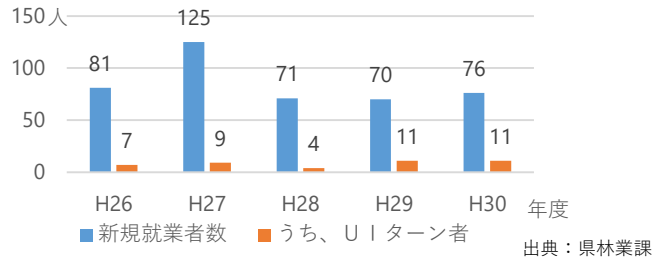
- 新規就業者を増やすためには、引き続き次のような課題を克服する必要があります。
  - ① 水と緑の森づくり税<sup>注1</sup>を活用した林業の重要性の啓発は、これまで小中学生を主な対象としており、就職や進学を控えた県内高校生や求職者に対する、林業の就業体系や現場作業の詳細など就職先としてイメージしやすい情報の発信が弱く、職業としての林業の認知度を向上させる取組が不足していること
  - ② U I ターン希望者に対する就業相談などは行ってきたが、県外の若い世代に対し、映像などを使った他県と差別化が図れるようなPRや、事業体に関する情報の発信が不足していること
  - ③ 令和2年度から県立農林大学校林業科の定員を20人と倍増させるとともに、施業技術だけでなく森林経営について広く学ぶコースを創設し、将来の事業体経営を支える中核的な人材の育成を進めることとしているが、後継者を確保しようという意識が業界全体でまだ十分醸成されていないこと

注1：県民共有の財産である緑豊かな森林を、次世代に引き継いでいくために創設された、島根県独自の課税制度。

### ■ 高校生の林業への就職状況 (10歳代の新規就業者)



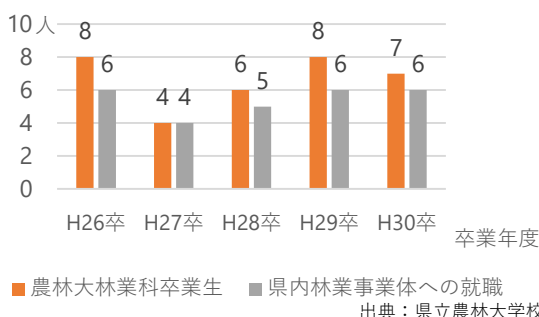
### ■ 新規就業者に占めるU I ターン者数



### ■ 他産業と比較した労働条件や就労環境

労働条件・就労環境	林業	建設業
平均年収 (県内)	299万円/年	312万円/年
完全週休2日制 (県内)	10.4%	12.4%
労働災害発生率 (全国)	32.9人/千人	4.5人/千人
その他、改善が遅れている事例	・日給制の給与体系 ・自己負担によるチェーンソー等の準備 ・更衣室、シャワー室の未整備など	

### ■ 県立農林大学校林業科の卒業生と県内林業事業体への就職者数



### 3. 今後の進め方のポイント

#### (1) 高校生への林業教育の充実

県では、これまで小中学校を対象に、森林が持つ公益的機能<sup>注1</sup>についての理解を深めるための森林教室などを実施してきましたが、今後は、就職や進学を控えた高校生の多くにとって、建設業や福祉関係と並んで林業が選択肢となるような状況をつくるため、高校生向けの林業教育を強化します。

1年生からの林業教育の開始、林業の作業体験、林業事業体や農林大学校林業科の見学など、林業を職業選択に導く教育プランを実行する高校を増やし、恒常的な林業教育の定着を図ります。

また、高校の進路指導教諭との連携を拡大し、高校への林業事業体情報や支援制度の発信、高校からのニーズ収集など双方向の取組を進めます。

増員した農林大学校林業科の定員を満たす学生を確保し、これまでの2倍のペースで卒業生を輩出していくためには、県内のみならず、県外の高校からの入学者も一定数確保する必要があります。

令和2年度から農林大学校に林業教育部長を配置し、県外の高校からの学生確保を強化し、その後の県内林業事業体への就職につなげます。



高校での林業教育

#### (2) 新規就業者を確保するための支援・メリット措置の強化

高校生や求職者が、林業を職業として選択（農林大学校林業科進学を含む）するインセンティブとなる支援策を充実させます。

具体的には、チェーンソーや刈払機、防護服の購入などの新規就業者の就業準備や資格取得に必要な経費に活用できる「林業就業促進資金（貸付金）」<sup>注2</sup>の制度がありますが、令和2年度からは、県内の林業事業体に就業し「しまね林業士」資格を取得した場合、最速で就業5年目に貸付金の償還を全額免除する制度に改めました。

この資金に加え、農林大学校林業科へ進学した場合は、「緑の青年就業準備給付金」<sup>注3</sup>により経済的に不安のない学生生活を支援をします。



農林大学校の学生の大半が支援制度を活用

#### (3) 林業事業体による取組の強化

令和2年度から、短期間の体験実習を通じて新規就業者にチェーンソーの操作や現場作業を体感してもらう就業体験の期間（県が費用を補助するもの）を、これまでの5日から最大3ヶ月まで拡大します。

また、一旦林業事業体に就業した者に資格や技術を習得させ、中核的な人材として育成するため、林業事業体に対し、地域推薦（事業体推薦）制度を活用した農林大学校林業科への若手就業者の入学を強く促します。



林業事業体で行う林業体験

注1：森林の機能のうち、水源かん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能（温暖化防止）をいう。

注2：新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を促進するため、新規就業者や認定事業主に対する研修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支援センターによる貸付制度を通じた支援。

注3：林業への就業に向け、林業大学校等において必要な知識の習得等を行い、将来的に林業経営を担える有望な人材として期待される青年に対して、安心して研修に専念できるよう給付する給付金。



#### (4) 林業労働力確保支援センターによる対策

これまで、林業労働力確保支援センター<sup>注1</sup>がU I ターンフェアで行ってきた林業への就業相談の手法を見直し、多くの来場者を林業ブースに呼び込むために、林業事業者への就業PRとマッチングに加え、農林大学校林業科進学へのPR、各種支援制度の活用をパッケージにして提供します。

県内外の多くの若者が、島根県の林業事業者の求人や農林大学校林業科の入学案内、各種支援制度に関する情報等を入手できるようにするため、インターネットを活用して求人情報やPR動画を発信・配信するなどの取組を強化します。



[ガイドブック作成]



[U I ターンフェアでのPR強化]



[YouTubeによる動画配信]

注1：林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき都道府県知事が指定する組織。島根県では、平成9年7月に島根県林業公社を指定。

## 4. 5年後の目指す姿

成果指標

新規就業者を毎年80人以上確保



- 新規就業者を毎年80人の水準に引き上げ、県全体の林業就業者を1,072人以上確保